

**第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備
基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 委託業務の概要

(1) 業務名

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備基本構想策定業務

(2) 業務の目的

桜井市では、令和 13 年度に奈良県において開催予定の第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ等」という。）のうち、国民スポーツ大会では、ソフトボールの成年女子と卓球の全種別、全国障害者スポーツ大会では、卓球の開催を予定している。

本市所有の芝運動公園運動場および総合体育館は、国スポ等の競技開催予定施設である一方、老朽化が進んでいる状態である。安心・安全な大会運営を実現するためには、両施設の課題を解消する改修が必要である。加えて令和 7 年度中に予定されている中央競技団体による正規視察を踏まえた対応も行う必要がある。

また、本市の財政負担とのバランスを考慮しつつ、施設整備や大会運営の効率化を図るため「コンパクトな大会」をコンセプトとして実施していく必要がある。

これらのことから、本業務は国スポ等の開催にあたり、中央競技団体の指摘や要望、令和 6 年 3 月に策定した桜井市社会教育施設個別施設計画（芝運動公園総合体育館）を踏まえ、本市にふさわしい「コンパクトな大会」の実現に向けて基本構想の策定を行うもので、本業務に最も適した事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式で事業者を募集するものである。

(3) 委託内容

別紙の「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備基本構想策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 31 日まで

なお、本委託契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定に基づく債務負担行為である。

(5) 委託料上限額

委託料の各年度及び総額の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとする。

令和 7 年度	令和 8 年度	総額
0 円	13,500,000 円	13,500,000 円

(6) 担当部局

桜井市教育委員会事務局 社会教育課

住 所： 〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

電 話： 0744—42—9111（内線 8212）

F A X： 0744—45—0962

電子メール： XXXXXXXXXX@city.sakurai.nara.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 国土交通省建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による建設コンサルタント登録簿に登録されている者で、かつ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (2) 令和 7 年度桜井市入札参加資格者名簿に登録され、近畿 2 府 4 県に本店又は支店、営業所等を有し、登録業種が「建設コンサルタント」及び「建築士事務所」である者。
- (3) 本プロポーザル参加表明書等提出期限日からプレゼンテーション審査日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (8) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (9) 過去 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日以降）に元請として国又は地方公共団体から受注し、履行完了した下記に示す同種業務又は類似業務の実績を有している者。
 - ① 同種業務 国スポ等又は国民体育大会に関する体育施設やスポーツ施設の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務
 - ② 類似業務 体育施設やスポーツ施設、または、体育・スポーツ施設以外の公共施設の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務

3 業務実施体制

本業務の履行にあたっては、参加表明書等提出時点において継続して 3 か月以上の雇用関係にある次の技術者を配置すること。ただし、各技術者は兼ねることができないものとする。

技術者名	配置人数	要 件
管理技術者	1 名	次の①から③までのいずれかの資格を有する者
照査技術者	1 名	① 技術士 総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画） ② 技術士 建設部門（都市及び地方計画） ③ RCCM（都市計画及び地方計画）
担当技術者	1 名以上	一級建築士の資格を有する者

4 本プロポーザルの日程

内 容	日 程
実施要領の告示	令和 7 年 5 月 29 日（木）

質問書提出期限	令和7年6月5日（木）午後5時まで
質問の回答	令和7年6月13日（金）
参加表明書等提出期限	令和7年6月23日（月）午後5時まで
書類審査結果通知	令和7年6月27日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年7月9日（水）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年7月16日（水）
プレゼンテーション審査結果通知	令和7年7月22日（火）
契約締結予定	令和7年7月下旬を予定

5 公募書類等の入手方法

参加表明書等の公募書類の入手方法は、次のとおりとする。

（1）配布期間

令和7年5月29日（木）から令和7年7月9日（水）午後5時まで

（2）入手方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）」内からダウンロードすること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により下記「（3）提出書類」に記載する書類及び添付書類を提出すること。

（1）提出期限

令和7年6月23日（月）午後5時まで

（2）提出方法

本実施要領「1－（6）」に記載の「担当部局」に電子メールで提出すること。送信後に「担当部局」にメール送信の確認の連絡をすること。

メールの件名は「【法人名】国スポ等開催予定施設整備基本構想策定業務参加表明書」とすること。ファイル形式は PDF 形式とし、ファイルのデータ容量が 3MB を超える場合は、複数回に分けて送信すること。

（3）提出書類

下記の書類を提出すること。

	書類名	添付書類
1	参加表明書（様式1）	
2	事業者概要書（様式2）	・会社概要パンフレット等 ・本要領「2 参加資格」（1）に記載の「建設コンサルタント」及び「一級建築士事務所」の登録があることを証明する書類
3	業務実績調書（様式3）	業務実績を示す資料（契約書、仕様書等の写し）
4	業務実施体制（様式4）	配置技術者の実績・資格・雇用関係を証明する資料

（4）参加表明書の提出後に辞退する場合

速やかに担当部局へ連絡し、必ず辞退届（様式5）を電子メールで提出すること。

メールの件名は「【法人名】国スポ等開催予定施設整備基本構想策定業務辞退届」とすること。

7 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し不明な点がある場合は、次により質問書（様式 6）を提出すること。

（1）提出期限

令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時まで

（2）提出方法

「担当部局」に電子メールで提出すること。送信後に「担当部局」にメール送信の確認の連絡をすること。

メールの件名は「【法人名】国スポ等開催予定施設整備基本構想策定業務質問書」とすること。

（3）回答方法

令和 7 年 6 月 13 日（金）に桜井市ホームページで公開する。回答内容は、本実施要領及び仕様書等に追加又は修正を行ったものとみなす。

8 書類審査

書類審査により、参加表明書を受理した事業者の資格要件等を確認し、プレゼンテーション審査を受けることができる参加事業者を選定（3 者程度）する。ただし、参加事業者が 3 者に満たない場合でも、提出書類に不備があった場合には失格とする。

書類審査は、別紙評価基準書に基づき実施し、審査の結果は、令和 7 年 6 月 27 日（金）にすべての参加事業者へ電子メールにて通知する。

9 企画提案書等の提出

プレゼンテーション審査を受けることができる事業者を選定された者は、次のとおり下記「（3）提出書類」を提出すること。

（1）提出期限

令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 5 時まで

（2）提出方法

「担当部局」に電子メールで提出すること。送信後に「担当部局」にメール送信の確認の連絡をすること。

メールの件名は「【法人名】国スポ等開催予定施設整備基本構想策定業務企画提案書」とすること。ファイル形式は PDF 形式とし、ファイルのデータ容量が 3MB を超える場合は、複数回に分けて送信すること。

（3）提出書類

① 企画提案書提出届（様式 7）

② 企画提案書（任意様式、A4 版縦）

企画提案書は、下記の各テーマに沿って、別紙仕様書を踏まえたうえで、テーマごとに業務実施上のポイントと具体的な取り組み内容、業務の進め方等について、企画提案すること。ただし、企画提案書には、事業者名が分かる文言やロゴマーク、その他事業者名を連想させるブランド名等を記載しないこと。

テーマ 1	本業務実施における基本的な考え方及び実施方針
テーマ 2	本業務の実施手順、工程、進捗管理
テーマ 3	開催予定施設の現況把握と問題点・課題の整理 国スポ等に向けた開催予定施設の整備基準及び整備事例の調査・整理

テーマ 4	開催予定施設及び付帯施設（施設内諸室や駐車場計画等）の改修計画及び配置計画の検討と概算事業費の算出
テーマ 5	本市に望ましい開催予定施設整備の事業手法や事業費の確保及び事業スケジュールの検討

③ 見積書（任意様式、A 4 版）

見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内容を記載すること。ただし、委託上限額 13,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える金額での提案は認められないので注意すること。

（4）提出書類記載上の注意

ア 日本語で記載し、横書きとすること。

イ 目次及びページ番号を付与すること。

ウ 文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。

エ A4 サイズでレイアウトは縦、10 ページ以内（表紙や目次は含まない）とすること。

（5）提出後における参加事業者の都合による差し替えは認めない。ただし、誤字脱字等の軽微な修正で、事前に選定委員会が承認した場合はこの限りでない。

10 プレゼンテーション審査

（1）審査日時

令和 7 年 7 月 16 日（水）（予定）

（2）実施場所

桜井市役所内会議室を予定。

※（1）及び（2）の詳細については別途通知する。

（3）出席者

審査に出席できる者は、管理技術者となる予定の者を含め 3 名以内とする。

（4）実施内容

ア プレゼンテーションは、提出された企画提案書を使用した提案説明が 20 分、質疑応答が 10 分の合計 30 分間とする。

イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。また、新たな資料の提出は認めない。

（5）その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

イ 選定委員には事業者名がわからない状態で審査を行うため、審査当日は、事業者名が分かるような発言・表示等を行わないこと。

（6）審査及び選考

① 審査・選考方法

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備基本構想策定業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙「評価基準書」に基づいて審査し、最優秀提案者の選考を行う。

選定委員会での最優秀提案者の選定にあたっては、プレゼンテーション審査の評価点の 60%を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は選定しないものとする。

② 審査結果

審査結果については、電子メールにて通知するとともに、桜井市ホームページに最優秀提案者を掲載する。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の提出方法、提出期間等が本実施要領に適合しない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載又は不正があった場合
- (3) 「2 参加資格」を満たさなくなった場合
- (4) 見積書の記載金額が、委託料上限額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合
- (6) 複数の企画提案書を提出した場合
- (7) その他、応募者の失格事項に相当するものと委員会が判断した場合

1 2 契約の締結

- (1) 審査の結果により選定された最優秀提案者と契約の締結交渉を行うが、当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた次点者と当該契約の締結交渉を行う。
- (2) 参加事業者が1者であっても審査を実施し、選定委員会においてその提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その参加事業者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 契約にあたっては桜井市契約規則（昭和44年規則第3号）に基づくこととする。

1 3 留意事項

- (1) 選定された受託候補者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 採用した参加表明書及び企画提案書等の著作権は、桜井市に帰属する。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 業務実施体制に記載した配置技術者は、病気・死亡・退職等、極めて特別な理由により選定委員会の承認を得た場合を除き、変更することができない。